

桑名市告示第109号

桑名市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項の規定に基づき、家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、これらの家庭の家事、育児等を支援する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、桑名市とする。ただし、市長は事業の全部又は一部を、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び適切な事業の運営が確保できると認められる民間事業者等（以下「委託団体」という。）に委託することができるものとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行等を行う家事支援事業
- (2) 保育所等の送迎及び一時的な子どもの保育並びに母子保健施策、子育て支援施策等の情報提供等を行う育児支援事業

(対象者)

第4条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、次の各号のいずれかに該当する家庭の妊婦、児童又は保護者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭又はこれに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭又はこれに該当するおそれのある家庭
- (3) 出産前において支援を行うことが特に必要と認められる若年妊婦等のいる家庭
- (4) その他市長が特に支援が必要と認める家庭

(訪問支援員の要件)

第5条 事業を実施するために対象者の家庭への訪問を行う者（以下「訪問支援員」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 家事支援又は育児支援を適切に実行する能力を有する者
- (2) 次のアからオまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（イに該当する者を除く。）
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）若しくは児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により刑に処せられた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
 - エ その他児童の福祉に関し著しく不適切な行為を行った者
 - オ 桑名市の事務事業からの暴力団等排除措置要綱（令和2年桑名市告示第146号）第3条各号に掲げる者

2 委託団体が事業を実施する場合、訪問支援員は前項各号に掲げる要件を満たし、かつ、市が認める研修会を受講した者でなければならない。

(訪問支援員等の義務)

第6条 訪問支援員は、その業務を行うに当たっては、個人情報その他職務上知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 委託団体は、事務の実施に伴い取得した個人情報を適切に管理し、事業の目的外に利用してはならない。委託期間が終了した後も、また同様とする。

(支援の決定)

第7条 支援の決定は、桑名市子ども未来部子ども総合センターが行うものとする。

2 前項の決定に際しては、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により前条に規定する家庭の状況について把握を行うものとする。

(費用負担)

第8条 支援を受けるための費用は、無料とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する